

## 社会保 障 法 判 例

橋 爪 幸 代

「生活保護法62条3項に基づく保護の廃止の決定に先立ち、被保護者に対する同法27条1項に基づく指示が書面によって行われた場合において、当該書面に記載されていない事項が指示の内容に含まれると解することはできないとされた事例」

最高裁平成26年10月23日判決（平成25年（受）第492号，損害賠償請求事件）・判例時報2245号10頁

### I 事実の概要

1 X（原告，被控訴人，上告人）は，Y市（被告，控訴人，被上告人）のA福祉事務所長（以下，「処分行政庁」という）の所轄区域内に妻B及び長男Cと同居しており，自宅において，手描き友禪の請負仕事（以下，「本件請負業務」という）に従事している。Xは，平成8年1月5日，処分行政庁に対し，生活保護申請をし，保護開始の決定を受けた。保護開始決定時において，処分行政庁は，Xの小型乗用自動車（以下，「本件自動車」という）を事業用資産として保有を認めた。

Xと同居するB及びCは，精神障害を有しており，Bは障害基礎年金を，Cは障害厚生年金を受給している。Cは，就職に伴い一度転居したが，平成16年3月初旬ごろから再びXらと同居するようになった。処分行政庁は，CをXの世帯員として認識したが，Cの病状及びCの意思により，面接調査等ができず，平成18年4月1日付で，Xらの世帯から世帯分離する措置が取られた。

平成18年5月24日，処分行政庁は，Xに対し，生活保護法（以下，「法」という）27条1項に基づき，書面（以下，「本件指示書」という）により，指示に従わない場合，保護を変更，停止又は廃止す

ることがある旨告知した上で，次の指示（以下，「本件指示」という）を行った。

指示の内容：友禪の仕事の収入を月額11万円（必要経費を除く）まで増収して下さい。

指示の理由：世帯の収入増加に著しく貢献すると認められたため，平成18年2月以降，本件自動車の保有を認めていたが，既に3か月が経過したものの，目的が達成されていないため。

履行期限：平成18年7月末日

A福祉事務所の職員は，平成18年8月4日，本件指示に従わなかったことを理由として，法62条3項に基づき，同年9月1日で保護廃止処分をする予定であること，当該処分について，同年8月10日に弁明の機会を与えることを通知する旨記載した弁明供与通知書をXに渡した。

X及びBは，同月10日，A福祉事務所を訪れ弁明を行った。その際，A福祉事務所の職員は，本件自動車を処分すれば直ぐに保護廃止処分をするということはない，同月末まで本件自動車の処分について返事を待ち，本件自動車の処分又は増収が達成されなければ，同年9月1日付で保護廃止決定をすると説明をした。

同年9月1日，処分行政庁は，指導指示の不履行を理由に，生活保護の廃止決定をした。これに対

し、Xは、Y市に対し、本件廃止決定がなければ受給できた保護費及び慰謝料等について、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償を請求する訴訟を提起した。

2 第一審判決（京都地判平成23年11月30日・判例時報2137号100頁）は、本件増収指示は、客観的に実現不可能な又は著しく困難な内容であり違法であるとした上で、違法な指示の不履行を理由とする本件廃止決定も違法であるとして、Xの請求を一部認容した。これに対し、Yは控訴し、Xは得べかりし保護費の期間を追加して附帯控訴した。

3 控訴審判決（大阪高判平成24年11月9日・判例地方自治369号92頁）は、本件指示の内容を解釈するにあたり、本件指示の理由や本件指示に至るまでの経緯、Xの対応や認識などを総合考慮した上で、本件自動車の処分も指示の内容に含めて判断し、本件廃止決定が著しく相当性を欠くとはいえず、裁量権の逸脱又は濫用があったと認めることはできない、とした。これに対し、Xは上告受理申立てをした。

## II 判旨

原判決を破棄し、大阪高等裁判所に差し戻す。

1 「生活保護法62条1項は、保護の実施期間が同法27条の規定により被保護者に対し必要な指導又は指示をしたときは、被保護者はこれに従わなければならない旨を定め、同法62条3項は、被保護者がこの義務に違反したときは、保護の実施機関において保護の廃止等を行うことができる旨を定めている。そして、生活保護法施行規則19条は、同法62条3項に規定する保護の実施機関の権限につき、同法27条1項の規定により保護の実施機関が書面によって行った指導又は指示に被保護者が従わなかった場合でなければ行使してはならない旨を定めているところ、その趣旨は、保護の実施機関が上記の権限を行使する場合にこれに先立って必要となる同項に基づく指導又は指示及び保護の廃止等に係る判断が慎重かつ合理的に行われることを担保してその恣意を抑制するとともに、被

保護者が従うべき指導又は指示がされたこと及びその内容を明確にし、それらを十分に認識し得ないまま不利益処分を受けることを防止して、被保護者の権利保護を図りつつ、指導又は指示の実効性を確保することにあるものと解される。このような生活保護法施行規則19条の規定の趣旨に照らすと、上記書面による指導又は指示の内容は、当該書面自体において指導又は指示の内容として記載されていなければならず、指導又は指示に至る経緯及び従前の指導又は指示の内容やそれらに対する被保護者の認識、当該書面に指導又は指示の理由として記載された事項等を考慮に入れることにより、当該書面に指導又は指示の内容として記載されていない事項まで指導又は指示の内容に含まれると解することはできないというべきである。」

2 「本件指示書には、指示の内容として、本件請負業務による収入を月額11万円まで増収すべき旨が記載されているのみであり、本件自動車を処分すべきことも指示の内容に含まれているものと解すべき記載は見当たらないから、本件指示の内容は上記の増収のみと解され、処分行政庁が上告人に対し従前から増収とともにこれに代わる対応として本件自動車の処分を口頭で指導し、上告人がその指導の内容を理解しており、本件指示書にも指示の理由として従前の指導の経過が記載されていたとしても、本件自動車の処分が本件指示の内容に含まれると解することはできないというべきである。」

## III 解説

### 1 はじめに

本判決の結論に賛成する。

本判決は、生活保護受給中に受けた指示に違反したことによる保護の廃止決定について、指示書の内容と異なる指導は、たとえ、それまで口頭で指導がなされており、本人が内容を理解していたとしても、指示の内容とは認められないため、指示書の内容に従って、客観的に実現不可能又は著しく実現困難なものであったか否かを判断すべきと

された。その上で、本判決は、違法な指示に基づく保護廃止処分が違法であるとしたが、その指示の内容を書面上の指示に限定した点に特徴がある。

## 2 生活保護の指導指示

法27条1項により、保護実施機関は、被保護者に必要な指導又は指示をすることができ、法62条3項により当該指導又は指示に従わなかった場合には、保護の変更、停止又は廃止をすることができるとされている。ただし、法施行規則19条において、この権限は、保護の実施機関が書面で行った指導又は指示に、被保護者が従わなかった場合でなければ行使してはならない、とされている。

### (1) 本件指示の位置づけ

行政指導の処分性については、「行政指導に対する不服従が次の侵害的処分の要件として法律上仕組まれている場合には、一種の段階的行為として、最高裁判所の定式の下でも処分性が認めてもよいと思われる」とされている〔塩野(2013b), p.104〕。本件における法27条に基づく指導指示は、その不服従が生活保護の廃止決定につながるものであり、処分性が認められるといえよう。なお、本件においては、指導指示への不服従を理由としてなされた廃止決定を違法であるとして、国家賠償請求がなされた。なお、太田匡彦は、「行政法総論が用意する行為形式で、法二七条の指導・指示を把握しようとするれば、権利義務関係を一方的に変動させる力という意味での規律権力は発動されていないものの、行政と私人の関係の前提に置かれるべき条件に関する行政の判断に、当該関係が持つ要請から例外的に通用力が認められる行為形式ということになる。これはおそらく、その通用力に注目し、通用力が『拡張・転用』された行政行為と理解すべきであろう」としている〔太田(2001), p.616〕。

### (2) 本件指示の内容

第一審判決においては、指示の内容及び理由から、「保有する本件自動車反物の運搬などに利用する自宅で行う内職の友禅の仕事での収入を11

万円まで増収することを求める趣旨」と解し、客観的に実現不可能又は少なくとも著しく実現困難なものとして、違法な指導指示に当たり、その不履行を理由とする本件廃止決定も違法であるとされた。

これに対し、控訴審判決は、指示の内容の解釈にあたり、本件指示書の文言のみならず、「本件指示書に記載のある指示の理由、本件指示に至るまでの経緯、処分行政庁によるXに対する従前の指導内容、それに対するXの対応や認識などを総合考慮して判断すべき」として、本件自動車を処分すれば直ちに生活保護廃止決定がなされるわけではないことも含んだ内容であったとした。その上で、本件請負業務で月11万円の収入を得ることが著しく困難であっても、本件自動車を処分することは可能であり、客観的に実現不可能又は著しく困難な場合とまでは認められない、と判断した。

行政手続法14条は、不利益処分を行う際には、理由を提示する必要があると規定している。理由提示の意義については、最高裁は「処分庁の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、取消しの理由を処分の相手方に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与えるため」としており<sup>1)</sup>、本条の趣旨も、不利益処分一般に対して同様のことがいえる。

どの程度の理由の提示が必要なのかについては、特段の規定が置かれておらず、理由提示の程度については、処分の性質ごとに判断することを要するとされている〔塩野(2013a), p.302〕。青色申告書承認取消処分に関する判例は、根拠法条だけでなく、取り消すこととなった「基因事実自体についても処分の相手方が具体的に知りうる程度に特定して摘示しなければならない」とし、「取消しの基因たる事実は通知書の記載自体において明らかにされていることを要し、相手方の知、不知にはかわりがないというべきである。」としている<sup>2)</sup>。

法62条3項による保護の廃止決定は、不利益処分といえ、健康で文化的な最低限度の生活を保障すべき生活保護の廃止は、受給者の生活に大きな影響を与えるものであることを考えると、特に慎

重な手続を踏むことが必要と考えられる。本件のように、行政の指示への不服従がその不利益処分理由となり得る場合、指示の内容の明確性は、少なくとも、先の判例で求められた程度の理由の提示が必要であったといえよう。

本件において、指示書には、指示の内容として、本件請負業務による収入を月額11万円まで増収すべき旨が記載されているのみであった。ただし、Xは、従前の口頭による指導や弁明状況から、本件自動車を処分することで直ちに保護廃止処分がなされないと認識していた可能性は高い。そのため、控訴審は、指示の内容を解するに当たって、指示書に記載されていた増収のみならず、記載されていない自動車の処分についても、指示に至るまでの経緯や従前の指導内容、Xの対応や認識を総合考慮すると、指示の内容を含めることができると判断した。

このように、第一審判決と控訴審判決では、指示の内容を指示書にある「指示の内容」に限って捉えたのか、指示書の「指示の理由」や口頭の指導内容、本人の認識などを総合的に考慮して捉えたのかで結論に差異が生じた。控訴審判決が、総合的に考慮して指示の内容を解釈した点について、中野妙子は、「書面上の文言を超えて柔軟に指示内容を解釈する手法には、適正手続の観点から問題がある」としている〔中野（2014）、p.118〕。また、恩地紀代子は、法62条3項及び法施行規則19条の「規定の趣旨は、その文言からして、処分行政庁が適切な指示内容を『書面』にして明確にし、被保護者に十分理解させ、その上で違反があった場合にはじめて不利益処分をすることができる」とすることにあると思われる。……行政庁の意思と表示に不一致のあるときは、原則としてその表示されたところに従って、その効力が生じるものとされていることや、相手方がその理由を推知できるか否かにかかわらず、第三者においても『その記載自体から』処分理由が明らかとなるものでなければならないとする不利益処分の理由付記に関する判例法理を踏まえて、裁判所は、指導書への具体的かつ明確な内容の記載を促すことも可能であった」とした〔恩地（2014）、p.71〕。

前述したように保護の廃止決定処分は、それ自体が被保護者の最低限度の生活を脅かす可能性のあるものであり、厳格な手続の適用が求められるものといえる。この点を踏まえると、行政庁の判断は、慎重かつ合理性の担保される必要があり、その恣意の抑制への要請は大きい。また、処分がなされた際、不服申立ての便宜を図る必要性も高いといえる。これらのことから、指示の内容は、本人の知、不知にかかわらず、第三者が見ても明らかな程度に、指示書に記載されるべきと思われる。この点につき、本判決は、法施行規則19条の趣旨に照らし、書面による指導又は指示の内容は、当該書面自体において指導又は指示の内容として記載されていなければならないとした。この点につき、本判決の判断に賛成する。

### (3) 本件指示への不服従を理由とする保護の廃止決定

次に、本件指示が実現可能なものであり、適法であった場合、本件保護の廃止決定が適法であったか否かを検討するため、過去の裁判例を概観する。福岡地判平成10年5月26日は、「指示違反を理由に被保護者に不利益処分を課す場合には、被保護者の保護の必要性にも十分配慮する必要がある。特に保護の廃止処分は、被保護者の最低限度の生活の保障を奪う重大な処分であるから、違反行為に至る経緯や違反行為の内容等を総合的に考慮し、違反の程度が右処分に相当するような重大なものであることが必要であって、それに至らない程度の違反行為については、何らかの処分が必要な場合でも、保護の変更や停止などのより軽い処分を選択すべきある。」としている<sup>3)</sup>。これらは、指導指示への違反を理由として廃止処分を行う場合には、違反の程度が重大であることが必要であり、その重大性を判断する際には、それまでの経緯や内容等を総合的に考慮するとある。また、福岡地判平成19年11月15日も、「……保護の廃止は、被保護者から最低限度の生活の保障を完全に奪う結果として、被保護者の生命・身体に危険を生じおそれのある重大な処分であるから、保護の停止や変更に至らず保護の廃止をするには、被保

護者の要保護性の程度、違反行為に至る経緯や違反行為の内容、違反行為に至る経緯や違反行為の内容、保護の停止によっては、被保護者が当該指導指示に従わせることが著しく困難であるか……等を総合的に考慮し、慎重に検討されなければならない。」としており<sup>4)</sup>、違反の程度のみならず、被保護者の要保護性も考慮すること、その他のより軽い処分では指導指示に従わせることが困難であるかを検討するべきとしている。さらに、福岡地判平成21年3月17日は、「保護の廃止は、継続している保護の効果を将来に向かって剥奪し、保護の実施を終局的に断絶させる最も重い処分であるから、裁量権の逸脱又は濫用の判断に当たっては、処分の根拠となった指示の内容の相当性・適切性、指示違反に至る経緯、指示違反の重大性・悪質性、将来において指示事項が履行される可能性、保護の変更や停止を経ることなく直ちに保護を廃止する必要性・緊急性、保護廃止がもたらす被保護世帯の生活の困窮の程度等を総合考慮すべきである。」とし、違反の内容について、悪質性や将来、指示が履行される可能性があるか否か、さらに他の処分ではなく直ちに保護を廃止する必要性・緊急性があるかどうかとも検討すべきとした<sup>5)</sup>。

これらの裁判例でも示されているように、保護の廃止という処分は、被保護者に最も重大な影響を及ぼす処分であり、慎重な検討が必要とされている。この点につき控訴審では、「指示の内容の相当性、指示違反に至る経緯、指示違反の悪質性、保護の廃止がもたらす被保護世帯の生活の困窮の程度等を総合考慮」した上で、判断すべきとした。その点では、これまでの裁判例と同様である。その上で、判断において、口頭で再三の指導を行ったにもかかわらず、Xが従わなかったために、書面で、自動車保有の要件として本件請負業務による増収を求める本件指示を行ったこと、この指導は繰り返し行われているものであり、従う見込みが乏しかったこと、廃止決定時において、Xの月収があること、B及びCは障害年金を受給しており、さらに、Cは遡及して取得した年金があることから、保護の廃止によって直ちに困窮に陥る状況にはなかった、とした。

第一審は、書面における本件指示を、自宅で行う友禅の仕事で増収することを求めるものであると厳密に解し、客観的に実現不可能であったか、少なくとも著しく困難であったとした。そのため、自動車の処分を行わなかったことを本件指示違反として廃止決定をすることはできないとした。それに対し、控訴審は、指示それ自体に対する解釈を書面での記載よりも広げ、実施可能性があったとした。しかし、前述したように、被保護者に大きな影響のある廃止処分の理由となりうる指示の内容については、書面上で明記されるべきであり、総合的な状況から解釈によって指示の内容を広げるべきでなかろう。

次に、指示の実施可能性があったとして、廃止処分に至るまでの過程が適切であったかどうかを検討する。これまでの裁判例でも、廃止処分が最も重い処分であることから、保護の停止や変更のような軽い処分をとらずに廃止処分をとる必要性や緊急性があるかどうかを検討すべきとしている。この点につき、控訴審は、口頭で再三の指導を行った上で、書面による本件指示を行ったこと、指示に対するXの主張は変わらず、これ以上の指導を継続しても改善される可能性が低かったことを挙げ、本件廃止処分の決定は違法ではないとしている。しかし、これまで口頭での指導に対して、何度か増収に努力している経緯がある。また、Xの請負業務の収入の不安定なことやXの妻であるBの状況を考慮すると、Xが悪質に増収に応じなかったとまでいえるだろうか。また、控訴審がいうように、指示に自動車の処分を含むと解した場合でも、Xの就労状況が自動車を保有するに足りるとはいえないものの、請負業務やBの通院に利用するなど、その保有に悪質性があるとも思えない。さらに、これらの指導指示は、それまで口頭で行われており、書面での指示は一度にすぎず、それに違反したのは初めてである。それほど悪質性の認められない指導指示違反に対して、一度の書面による指示違反をもって直ちに最も重い廃止処分をとることに、相当性が認められるとは思えない。

最後に、控訴審は、保護廃止がもたらす被保護

世帯の生活の困窮の程度等を検討するに際して、Xの収入及びBの障害基礎年金の他、Cの障害厚生年金及び遡及されて取得した年金額を考慮に入れ、保護の廃止によって、Xの世帯が困窮に陥るという状況にはなかった、としている。確かに、本件廃止決定後、実際には、Cの口座から預金が払い戻され、Xら世帯の生活費に充てられていた。しかし、廃止処分決定当時、Cは、Xの世帯とは分離されており、Xの世帯の困窮度を検討する際に、Cによる扶養を期待して、Cの収入を考慮に入れることは相当ではないといえよう。XとBの預金や収入状況のみで判断すべきである。

ところで、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」は、「被保護者が書面による指導指示に従わない場合には、必要と認められるときは、法第62条の規定により、所定の手続を経たうえ、保護の変更、停止又は廃止を行うこととなるが、当該用保護者の状況によりなお効果が期待されるときは、これらの処分を行うに先立ち、再度、法第27条により書面による指導指示を行うこと。」としている<sup>6)</sup>。その上で、被保護者が書面による指示に従わない場合には、①指導指示の内容が比較的軽微な場合は、その実情に応じて適当と認める限度で保護の変更を行うこと、②保護の変更が適当でない場合には、保護の停止をし、被保護者が指導指示に従った場合、事情が変更した場合には、停止を解除すること、③保護を停止しても引き続き指導指示に従わない場合には、さらに書面による指導指示を行い、これにも従わない場合に、手続きを経た上で保護を廃止する、とある。これらの過程を経ずに直ちに保護を廃止する場合としては、最近1年以内における当該指導指示違反の他に、書面による指導指示違反、立入調査拒否若しくは検診命令違反があったとき、保護の停止では当該指導指示に従わせることが著しく困難であると認められるときなどとされている。実務上の基準に照らしても、本件においては、直ちに廃止決定を行う前に、とるべき手続きがあったのではないかと思われる。

### 3 事業用品としての自動車の保有

本判決では、書面による指示の内容について、本件自動車を処分すべきことも含まれているものと解すべき記載は見当たらない、と判断されたが、事業用品としての自動車の保有が問題とされた点についても、若干の検討を行う。

本件自動車の処分も指示に含まれると解した控訴審は、「〇〇工芸において、自動車を使用しないことで収入は減少するかもしれないが、〇〇工芸からの集配によって自宅で本件請負業務を行うことも可能であるし、本件請負業務以外の内職の仕事がないことを認めるに足る証拠もない」とし、「資産が最低限度の生活の維持のために活用されているかどうかの判断に当たっては、処分価値の有無という観点のみならず、当該資産を保有するために一定の支出をすることや当該資産を利用することで一定の利益を売ることが最低限度の生活として容認できるかということを含めて検討されるべき」とした。その上で、本件自動車の保有について、低所得者層の保有率や維持費の負担があることを挙げ、Xが本件自動車を利用することにより世帯の収入増加に著しく貢献しているという為には、11万円の収入が必要であるという判断は、相当性を欠いたとはいえないと判断した。

事業用品については、「生活保護法による保護の実施要領について」において、処分価値が利用価値に比して著しく大きいものでない場合、①事業用設備、事業用機械器具、商品、家畜であって、営業種目、地理的条件等から判断して、これらの物の保有が当該地域の低所得世帯との均衡を失することにならないと認められる程度のものであること、②当該世帯の世帯員が現に最低生活維持のために利用しているものであるか、又は当該世帯の世帯員がおおむね1年以内に利用することにより世帯の収入増加に著しく貢献するようなもの、とされている<sup>7)</sup>。

自動車保有の可否を検討するに当たって、控訴審及び前記実施要領は、低所得者層の自動車保有率を根拠としているが、この点について、阿部和光は、自動車の利用が社会的に一般化している今日において、特に低所得者層の保有率と比較して

自動車保有を認めないのは劣等処遇の原則の考え方であり、法的に合理的根拠はないと批判している〔阿部（2012）, pp.112-113〕。

また、自動車それ自体に処分価値が乏しかったとしても、維持費等、保有にかかる負担を考慮した点について、中野妙子は、「維持費に着目し、自動車の維持に充てている収入ないし保護費を他の用途に充てるほうが資産の活用として適切であるかという観点から、自動車の保有の是非を検討すべき」とした上で、「本件自動車の維持費、本件自動車を処分した場合の減収の程度等を丁寧に検討し、本件自動車の保有により生じる収入と支出を比較した上で、保有の是非を判断すべきであった」とし、検討の過程が不十分であったと指摘している〔中野（2014）, p.119〕。

事業用品として自動車の保有が認められるかどうかを検討するに際しては、たとえ受注先からの集配によって業務を行うことが可能であったとしても、集配によって業務を行った場合とそうでない場合とで、収入や今後の受注の見通しなどが変わる可能性があるのか、変わるとしたらどの程度変わるのか。それら収入の事情と、自動車を保有し続けることで継続的に生じる維持費等の支出とを比較した上で、保有の相当性を検討すべきであったとの見解に賛成である。

さらに、本件の場合、その他にも精神障害を有するBと行動を共にしつつ、業務を継続するために自動車が必要であったという可能性はないだろうか。第一審における医師の診断書でも、Bの状態は不安定であり、Xとできるだけ一緒にいたほうが望ましい状態であった。身体障害のある場合等、移動に自動車が必要であると認定するのと比べ、本件のような事案においては、自動車の保有の必要性を認定するのは難しいであろう。しかし、これまでと同様の受注を確保することを前提に、Xが一人で行動することが難しい状況を考慮し、自動車の保有を認める可能性はなかったであろうか。

また、本件自動車は事業用資産として認定されており、本件請負業務において、材料の受取りや納品に利用しているが、Bの通院等にも利用して

おり、生活用品としての必要性はなかったのかについても考慮が必要であろう。自動車を処分すれば、Bの通院や生活上の必要に応じて、移送費が発生する可能性もある。これらも考慮に入れた上で、本件自動車の保有の相当性を検討する必要があるのではないだろうか。

#### 4 おわりに

本判決は、処分の名宛人である被保護者が保護の実施機関の指示の内容を理解している場合でも、書面に記載された事項を指示の内容とすべきと判断した。その根拠として、法施行規則19条の趣旨が、保護の実施機関による慎重かつ合理的な指導指示及び保護の廃止等に係る判断を担保し、その恣意を抑制することと、被保護者の権利保護を図ることにあることを挙げている。本件指示書には、その指示の理由において、自動車の保有に関する旨の記載があったが、指示の内容に記載された事項のみを指示と厳密に判断した。これにより、廃止処分をする際には、口頭による指導等を通じて、どのような指導が継続されてきたかといった事情は処分時の理由には反映されず、書面により明確に示す必要があるとされたことにある。保護の実施機関には、廃止処分を行うまで、より慎重かつ段階的な手続きをとることが求められることになるかもしれない。

また、本判決は、指示の内容を増収のみと解し、この指示が客観的に実現不可能又は著しく実現困難なものであったか否かを審理させるため、原審に差し戻したため、指示への不服従を理由とする保護の廃止決定が適法であったか否かは検討されていない。しかし、法27条に基づく指導又は指示の内容が客観的に実現不可能又は著しく実現困難である場合には、その不服従を理由に法62条3項に基づく保護の廃止等をするのは違法となるという解釈を示した。最高裁としてこの点を明確にしたのは、筆者の知る限り、本判決が初めてであり、この点においても大きな意義を有するといえよう。

## 注

- 1) 最判昭和49年4月25日・最高裁判所民事判例集28巻3号405頁。
- 2) 前掲注1・最判昭和49年4月25日。
- 3) 福岡地判平成10年5月26日・判例時報1678号72頁(増永訴訟)。
- 4) 福岡地判平成19年11月15日・賃金と社会保障1459号62頁(村田訴訟)。
- 5) 福岡地判平成21年3月17日・判例タイムズ1299号147頁。
- 6) 昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。
- 7) 昭和38年2月1日社発246号厚生省社会局長通知。

## 参考文献

- 阿部和光(1999)「増永訴訟 自動車裁判」『法律時報』71巻6号92-95頁。
- 阿部和光(2012)『生活保護の法的課題』成文堂。
- 今川奈緒(2013)「違法な指導指示に基づく生活保護廃止処分 of 違法性と国家賠償請求の可否」『賃金と社会保障』1577-78号76-83頁。
- 太田匡彦(2001)「生活保護法二七条に関する一考察」『行政法の発展と変革』有斐閣, 596-628頁。
- 恩地紀代子(2014)「京都友禅職人生活保護廃止処分損害賠償請求控訴事件」『判例地方自治』378号69-72頁。
- 菊池馨実(1999)「生活保護受給者に対する保護廃止決定処分 of 有効性」『民商法雑誌』120巻3号155-164頁。
- 木村茂喜(1999)「大牟田市福祉事務所長保護廃止決定処分取消請求事件」『法政研究』66巻1号348-359頁。
- 桑原勇進(2015)「生活保護廃止決定国家賠償請求事件」『法学セミナー』721号111頁。
- 塩野宏(2013a)『行政法Ⅰ(第5版補訂版)』有斐閣。
- 塩野宏(2013b)『行政法Ⅱ(第5版補訂版)』有斐閣。
- 中野妙子(2009)「指導指示への不服従を理由とする保護廃止処分 of 相当性」『法政論集』231号155-168頁。
- 中野妙子(2014)「書面にない指示への違反を理由とする生活保護廃止決定 of 適法性」『ジュリスト』1469号116-119頁。
- 永野仁美(2010)「生活保護停止・廃止処分 of 違法性」『ジュリスト』1411号153-156頁。
- 中益陽子(1999)「借用による自動車の保有 of 可否」『ジュリスト』1168号138-140頁。
- 日本弁護士連合会(2010)「生活保護における生活用品としての自動車保有に関する意見書」『賃金と社会保障』1524号28-33頁。
- 福田素生(1999)「自動車の所有及び借用等を禁止した指示に違反したとして課された生活保護 of 廃止処分が取り消された事例」『季刊社会保障研究』Vol.35No3, 303-310頁。
- 水谷里枝子(2000)「生活保護 of 受給者に対する自動車の所有及び借用を禁止する指示に反したことを理由としてされた生活保護廃止処分 of 相当性を欠き裁量権 of 逸脱があるとして取り消された事例」『判例タイムズ』1036号334-335頁。
- (はしづめ・さちよ 東京経済大学准教授)